

国港総第 6 5 3 号
国港技第 1 0 7 号
令和 7 年 3 月 3 日

各地方整備局 総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局 総務課長
技術企画課長
(公印省略)

「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」の
一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成 2 6 年 3 月 1 1 日付け、
国港総第 5 5 5 号、国港技第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後
欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 対象工事 本手続きは、次に掲げる事項を全て満たす工 事を対象とする。 なお、その他の工事であっても、各事務所長 が必要と認める場合には実施できるものとす る。 (1) (略) (2) (略) (3) 1 件につき予定価格が 5 千万以上 <u>2 億 3、</u> <u>0 0 0 万円</u> 未満のうち事務所発注工事 2 ～ 1 1 (略)	1 対象工事 本手続きは、次に掲げる事項を全て満たす工 事を対象とする。 なお、その他の工事であっても、各事務所長 が必要と認める場合には実施できるものとす る。 (1) (略) (2) (略) (3) 1 件につき予定価格が 5 千万以上 <u>2 億円</u> 未 満のうち事務所発注工事 2 ～ 1 1 (略)

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始する工事から適用する。